審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　県民環境部・有明海再生・環境課

法令名	土壌汚染対策法	法令の番号	平成１４年法律第５３号
許認可等の種類	第３条第１項ただし書きの確認申請	根拠条項	第３条第１項

審査基準

○土壌汚染対策法施行規則（第１６条第３項）

次のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、当該土地の場所について、法第３条第１項ただし書の確認をするものとする。

一 工場又は事業場（当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は当該工場若しくは事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用されること。

二 当該有害物質使用特定施設を設置していた小規模な工場又は事業場において、事業の用に供されている建築物と当該工場又は事業場の設置者（その者が法人である場合にあっては、その代表者）の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該設置者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地（これと一体として管理される土地を含む。）として利用されること。

三　鉱山保安法(昭和２４年法律第７０号)第２条第２項本文に規定する鉱山(以下この号において「鉱山」という。)若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱山の敷地であった土地(鉱業権の消滅後５年以内であるもの又は同法第３９条第１項の命令に基づき土壌の特定有害物質による汚染による鉱害を防止するために必要な設備がされているものに限る。)(第２１条の４第二号及び第２５条第四号において「鉱山関係の土地」という。)であること。

受付機関	有明海再生・環境課	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	標準処理期間(当該期間　１４日には初日を算入することとし、閉庁日を含めない) 標準経由期間　　日	目次NO	